

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉え、これを確立し、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社が持続的かつ健全に成長していくための土台、経営力の基礎となるものであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスを確立するためには、第一に、経営者が、企業の目的を明確にし、それに基づく経営理念を持ち、それに照らして適切な態度、意識、行動をとるといった姿勢を自ら示すことで良好な企業風土を構築すること、第二に、監査体制の強化を図り、監査の実効性を確保するなど、企業経営者以外の者による監視・検証等の仕組みを充実・強化していくことの2つが重要な課題であると考えております。

当社は、内部統制システムの整備と併せて、コーポレート・ガバナンスの確立に、グループ全体で取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・1-2-4

議決権プラットフォームへの参加については、投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても、現在外国法人等の持ち分比率が5%未満のため実施しておりませんが、今後の外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

・3-1-2

開示資料の英訳につきましては、現在外国法人等の持ち分比率が5%未満のため実施しておりませんが、今後の外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

・4-2

経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的なリスクを反映させたインセンティブ付けを導入しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

・4-2-1

役員賞与は業績連動型賞与を導入しておりますが、インセンティブ効果の高い報酬制度の導入については、今後必要に応じて検討してまいります。

・4-8

当社は、現在、独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役が2名以上となるよう検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・当社は、2015年12月9日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス基本方針（以下「本方針」）」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.theatres.co.jp/investor/governance.html

・1-4、1-7、3-1(2)～3-1(4)、4-1-1、4-9、4-11-1、4-11-3、4-14-2、5-1については、本方針にて開示いたしております。

・3-1(1)は、有価証券報告書等にて開示いたしております。

・3-1(5)は、経営陣幹部の選任案及び取締役・監査役候補の指名案を策定した際は速やかに開示し、同資料にて説明いたしております。

・4-11-2は、事業報告及び取締役・監査役の選任議案の中で、毎年、兼任状況を開示いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	3,896,000	4.86
株式会社竹中工務店	2,500,000	3.11
サッポロビール株式会社	1,700,000	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,555,000	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,187,000	1.48
株式会社エルピー企画	1,120,000	1.39
株式会社セゾンファンデックス	1,100,000	1.37
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,061,000	1.32
株式会社パルコ	907,000	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	856,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川道夫	○	石川道夫氏は弁護士法人下山法律事務所の代表社員であります。当社は同法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その顧問料及び報酬額は多額の金銭には該当いたしません。 また、同氏及び同法律事務所と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、支障又は問題となる特別な利害関係はありません。	石川道夫氏は、企業法務に精通した弁護士として豊富な経験と知識を有しており、社外取締役役に就任いただくことにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期決算、本決算の際に定期的に開催する監査報告会のほか、互いの監査過程の中で相互に確認すべき事項が発生した場合には随時意見交換の場を設けております。また、監査役と内部監査部門は、内部監査部門が実施した内部監査の結果を常勤監査役に報告するなど情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)												
氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桐原典秀	他の会社の出身者							△				
国広伸夫	他の会社の出身者							△				
馬場清	他の会社の出身者									△		
※ 会社との関係についての選択項目												
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」												
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」												
a 上場会社又はその子会社の業務執行者												
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与												
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役												
d 上場会社の親会社の監査役												
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者												
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者												
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者												
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家												
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)												
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)												
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)												
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)												
m その他												

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桐原典秀	○	桐原典秀氏は当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、すでに同社グループを退職され4年が経過しており、現在独立した立場にあります。	桐原典秀氏は、銀行支店長や経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。
国広伸夫	○	国広伸夫氏は当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、すでに同社グループを退職され5年が経過しており、現在独立した立場にあります。	国広伸夫氏は、銀行支店長や経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。
馬場清	○	馬場清氏は当社の取引先である日活株式会社の出身ですが、すでに同社を退職され4年が経過しており、現在独立した立場にあります。	馬場清氏は、社会保険労務士や他社の社外取締役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的な立場から監視していただけると判断し、選任するものであります。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
平成18年5月16日開催の取締役会において、年功要素の強かった役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年7月1日より、毎期の業績及び各取締役の業績への貢献度に応じた業績連動型報酬制度を導入いたしました。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書、事業報告書に社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。	

平成26年度の取締役の年間報酬額は59百万円(うち社外取締役1名3百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内とすることを承認されております。なお、取締役個々の報酬につきましては以下のとおり決定しております。

基本報酬

役職位に応じた基本額を基に、業績達成度に応じ内規に定められた手続きにより、取締役会において決定しております。

賞与

平成19年2月6日開催の取締役会において、当社の平成19年4月1日以降に就任する取締役に對して業績連動型賞与の導入を決議いたしました。当社の平成27年6月29日時点の業績連動型賞与制度の内容は以下のとおりです。

<支給対象役員>

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役に支給しない。
取締役が死亡その他の原因により事業年度末前に退任した場合は、就任の日より事業年度末までの日数を分母とし、就任の日より退任の日までの日数によって期間按分により支給する。

<総支給額>

業績連動型賞与計算前の連結税金等調整前当期純利益が7億円を越え、かつ単体及び連結の営業損益、経常損益がともに黒字の場合に支給し、その総額は以下の計算方法による。
ただし、総額は1億円を上限とする。

総支給額(1万円未満切捨て)＝〔連結税金等調整前当期純利益(業績連動型賞与を含まない)－7億円〕×2.5%＋15百万円

<個別支給額>

上記の計算式に基づき計算された総支給額を、役職毎に決められたポイントに応じて、以下の計算方法により按分された金額にする。
個別支給額(1万円未満切捨て)＝総支給額÷役職ポイントの総和×各役職ポイント

各役職別ポイントと個別支給額の上限は以下のとおりとする。

取締役社長 10ポイント 上限20百万円
取締役専務執行役員 8ポイント 上限16百万円
取締役常務執行役員 7ポイント 上限14百万円
取締役執行役員 5ポイント 上限10百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役とも専任スタッフは設置しておりませんが、監査役(社外監査役を含む。)が業務の補助を求めた場合は、内部監査部門の使用人が監査役の業務を補助することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行)

当社の「取締役会」は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、原則として毎月1回、又は必要に応じて随時開催し、重要な業務執行の意思決定、取締役の業務執行の監督を実施しております。社外取締役は、独立した立場から取締役会に出席し、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあたっております。また、代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」等を設置し、経営上の重要案件の事前審議を行っております。

(監査・監督)

当社の「監査役会」は、常勤監査役1名、社外監査役3名の4名で構成され、独立した監査機能を発揮できるように整備されております。各監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、法令・定款違反の監査に留まらず、経営全般について大局的な観点で監査を行っております。原則として、取締役会には監査役全員が、経営会議には常勤監査役が出席(審議事案に応じて社外監査役も出席)するとともに、常勤監査役による会社財産及び日常的な業務執行状況の調査等を通じて、取締役の業務を十分に監視できる体制となっております。また、連結子会社監査役、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、監査の実施状況等について必要があれば報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。

当社は、会計監査人として大有ゼネラル監査法人与監査業務契約を締結し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備し、決算期における会計監査を受けております。その他、監査結果の報告を受けて意見交換を行っております。当年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する坂野英雄、新井努の2氏であります。坂野英雄氏は平成22年4月から、新井努氏は平成26年4月から、当社の会計監査業務を執行しております。また会計監査の実施体制は、上記の2氏のほかに公認会計士5名を加えた7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しつつ、さらに独立した立場から他の取締役の業務執行の監督機能を強化するため、社外取締役を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
その他	株主総会については、ビジュアル化を実施しております。また、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・ 当社は、2015年12月9日開催の取締役会において、「IR方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載いたしております。 http://www.theatres.co.jp/investor/ir_policy.html	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、有価証券報告書、決算短信、その他適時開示情報、報告書、IRカレンダーなどを掲載しております。URLは次のとおりです。 http://www.theatres.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室内に広報担当を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京テアトルグループ行動基準において、ステークホルダーとの関係に関する以下を要旨とする規定を設け、その立場を尊重することをグループ役職員の行動原則としております。 お客様との関係においては、常にお客様の立場で考えご満足いただける質の高い商品と行き届いたサービスの提供に努めること、商品の品質や施設の管理において安全性の確保を最優先すること、お客様からの声・要望や評価を真摯に受け止め事業活動に反映させること。 株主の皆様との関係においては、株主の皆様が当社の事業活動をよく理解していただき相互に対話ができる長期的な信頼関係を築くこと。 ステークホルダー全体との関係においては、財務情報・経営方針・事業活動等の企業情報を正確かつ公平に適時開示すること。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・ 当社は、2015年12月9日開催の取締役会において、「IR方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載いたしております。 http://www.theatres.co.jp/investor/ir_policy.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。))を平成18年5月に制定し、その後会社法改正等を踏まえ、所要の改定を行っております。また、内部統制委員会を中心に基本方針に基づく内部統制システムの整備への取り組みを行っております。基本方針は、当社ホームページ(以下のURL)に掲載しております。
(<http://www.theatres.co.jp/investor/governance.html>)

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断し、それら勢力からの不当な要求に対しても毅然たる態度で対決していくことを基本方針としております。

2. 整備状況

当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載するとともに、全従業員に対して周知徹底を図っております。

当社は、総務部をグループ全体の対応総括部署としております。

当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を取るための体制整備に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は平成27年5月13日開催の取締役会において、平成24年5月9日開催の取締役会において決定し、同年6月26日開始の当社第96回定時株主総会で承認を得た「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の有効期間が満了することから、これを一部改定（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）し存続することを決定し、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成27年5月13日付プレスリリース「当社株主の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定及び存続に関するお知らせ」をご覧ください。
(http://www.theatres.co.jp/dcms_media/other/20150513_boueisaku.pdf)

1. 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から十分な情報及び意見が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。そこで、当社は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を提供し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保することを目的として、大規模買付ルールを設定しました。

2. 本対応方針の要旨

本対応方針は、大規模買付者に対して、大規模買付ルールに従うことを求めるものです。大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討した上で、かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始されるというものです。当社取締役会は、1大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は2大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置を執ることがあります。具体的な対抗措置としては、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められる措置で状況に応じ相当と考えられるものを選択することになります。

3. 本対応方針の特徴

(1)「事前警告型」の買収防衛策

本対応方針は、大規模買付者が遵守すべきルールを定めた上で、将来の大規模買付者に対してその遵守を求め、大規模買付者が当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は執らず、大規模買付者が当該ルールに従わない等の例外的な場合に対抗措置を執るという、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策です。

(2)株主総会に諮ることによる株主意思の反映

当社は、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認するために、本総会に本対応方針の存続をお諮りします。本対応方針は、本総会において株主の皆様が承認が得られることを条件に、その効力を生じることとなります。また、本対応方針の有効期間は、平成30年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

(3)対抗措置の明示

本対応方針に基づく対抗措置は、新株予約権無償割当てを原則としますが、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められる措置を予定しております。

(4)特別委員会の設置

当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会を設置します。特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

以上

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、経営環境の変化に対応する機動的な経営体制の構築に向け、業務執行の迅速化及び責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

今後は、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向けて、意思決定・監督と業務執行とが分離した経営体制の構築を目指してまいります。

